

Title	南宋「説話四家」について
Sub Title	Four schools of storytellers in Southern Song
Author	渋谷, 誉一郎(Shibuya, Yoichiro)
Publisher	慶應義塾大学藝文学会
Publication year	1986
Jtitle	藝文研究 (The geibun-kenkyu : journal of arts and letters). Vol.49, (1986. 7) ,p.42- 59
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00072643-00490001-0042

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

南宋「説話四家」について

洪 谷 誉 一 郎

いわゆる講唱藝能は、宋代に至って大きな発展を遂げるが、とりわけ演目の多様化、藝人の專業化に顕著である。「説話四家」は、その風潮を端的に物語っている。「家」とは、「家数」と同じく、流派、専門分野、もしくは家伝、一家をなしている技術という意味である。従来、この「説話の四つの専門分野」が何に相当するのか、様々な考証が行なわれてきた。議論はほぼ出尽した観があるが、幾多の考証を経ても、いまなお四家の最終的論定には至っていない。紙面の関係から、諸先学の研究をすべて取りあげるわけにはいかないが、本稿ではその代表的なものを基礎として、四家論定の再検討を試み、併せて「説話四家」とは如何なる概念であるのか、また中国文学史上に於る意義といった点について、少しく私見を述べてみたい。

一

耐得翁著すところの『都城紀勝』⁽¹⁾（以下『都』と略称す）は、自序に「時宋端平乙未元日」とあり、南宋理宗の端

平二年（一二三五年）の成立である。その「瓦舍衆伎」の記載が、説話四家説の濫觴である。

説話有四家、一者小説、謂之銀字兒、如煙粉、靈怪、傳奇、說公案、皆是搏刀桿棒及發跡變泰之事、說鐵騎兒、謂之馬金鼓之事、說經、謂之演說佛書、說參請、謂之賓主參禪悟道等事、講史書、講說前代書史文傳、興廢爭戰之事、最畏小説人、蓋小説者能以一朝一代故事、頃刻間提破、合生、與起令隨令相似、各占二事

吳自牧の『夢梁錄』⁽²⁾（以下『夢』と略称す）は、自序に「甲戌歲中秋日」とあり、『四庫總目提要』（卷七十）は、甲戌を南宋度宗の咸淳十年（一二七四年）にとり、それでは南宋滅亡（一二七九年）以前の成立となり、やはり序に本書命名の由来を黃梁一炊の夢になぞらえて、「緬懷往事、殆猶夢也（はるかに往時のことを想うと、まるで夢のようである）」と言うのと符号しないとして、甲戌は誤写であろうと疑問視する⁽³⁾。しかし、甲戌を元の順帝、元統二年（一三三四年）とすることも可能であろう。錢大昕『十駕齋養新錄』（卷十四）等はこの説を唱え⁽⁴⁾、本稿もこれに従う。『都』におけるること一百年ほどであるが、その「小説講經史」に於て、『都』を敷衍したかたちで四家を取りあげ、『東京夢華錄』の風を襲い⁽⁵⁾、藝人の名を列挙する体裁をとっている。

説話者謂之舌辨、雖有四家數、各有門庭、且小說名銀字兒、如煙粉、靈怪、傳奇、公案、撲刀桿棒、發跡變泰之事、有譚談子、翁二郎、雍燕、王保義、陳良甫、陳郎婦、棗兒徐二郎等、談論古今、如水之流、談經者、謂之演說佛書、說參請者、謂之賓主參禪悟道等事、有寶庵、管庵、喜然和尚等、又有說禪經者、戴忻庵、講史書者、謂之講說通鑑、漢、唐歷代書史文傳、興廢爭戰之事、有戴書生、周進士、張小娘子、宋小娘子、邱機山、徐宣教、又有主六大夫、元係御前供話、爲幕士請給講、諸史俱通、於咸淳年間、敷演復華篇及中興名將傳、聽者紛紛、蓋講得字真不俗、記問淵源甚廣耳、但最畏小説人、蓋小説者、能講一朝一代故事、頃刻間捏合、（合

生)、與_二起令隨令_一相似、各占_二一事_一也

これら庶民の視野に立つて風俗を描く著者たちは、いずれもその伝記が不明であることに象徴されるように、一流の文筆家というわけではなく、その叙述はあまり秩序だったものではない。特に内容が当時の風俗習慣にかかわる部分は、現在ではその実態が不明瞭になってしまったために、読解に極めて困難を伴う。説話四家も同様で、四家がいったい何に相当するのか、遽かには判断しがたいのが現状である。

中国小説史研究に先鞭をつけた魯迅は、『中国小説史略』の中で説話四家を取りあげ、『夢』を引き、①小説、銀字兒、②談経、説参請、③講史書、④合生を四家に配し、『都』より小説、談経説参、説史(6)、合生の四家を抽出する。

魯迅以後、小説研究の隆盛と相俟って、四家の考証が盛んに行なわれ、特に中国では議論紛々として、それこそ百家争鳴の様相を呈している。もとより説話四家とは、宋人の説話に対する認識の一端を反映した概念として、議論に登って然るべき問題であらう。

さらにもう一点、説話四家説の文学史上に於る意義を指摘しておく。宋代の演藝の一種である説話の、主には「小説」の題本ないしは筆録の読本化——いわゆる宋元話本を以て近世白話小説の萌芽とするのは、中国文学史上周知のことであるが、後世、白話小説の分類に、説話四家説が大きな影響を及ぼしている。白話小説の分類書目は、孫楷第『中国通俗小説書目』(7)を以て嚆矢とする。現在でも、その有用性は高く評価されるが、その分類は凡例に次のように見えている。

一曰宋元部、二曰明清講史部、三曰明清小説部甲、四曰明清小説部乙、第四部又分四類、曰煙粉第一、靈怪第二、説公案第三、諷諭第四。

「宋元部」も実際には「講史」と「小説」に分けており、畢竟「諷諭」を除けば、四家説と密切な関係があることは一目瞭然である。この点について、分類説明に、

魯迅先生の『小説史略』は、伝奇及び子部小説のほかに、宋以来の通俗小説についてとりわけ詳しい。第十二篇以下は、ほぼ時代順に論述し、篇題をつけている。……しかしこれは文学史上の分類であつて、もし、図書館学の分類から言えば、必ずしも承服できない点がある。『史略』の「講史」とは、宋代の説話の名目である。宋代説話を考えてみると、小説に「靈怪」があるが、これは（『史略』の）「神魔」に相当し、「煙粉」は人情及び狹邪小説のことで、「公案」は「俠義」である。故に本書に於る小説分類は、子目は『小説史略』に拠るが、大目は宋人の考えに従う。（旁点は筆者）

と述べている。旁点を付した「神魔」「人情」「狹邪」「俠義」とは、『小説史略』の篇題に用いられた魯迅命名の小説のジャンルである。孫氏は基本的には、魯迅の小説史観にのっとりながらも、大目及び第四部子目を宋人の呼称によると明言している。この分類目が、のちの通俗小説（古代白話小説）分類の典型として定着してゆく。

さて、元代に成立したとされ、専ら南宋の説話について誌した書に、羅輝『醉翁談録』⁽⁸⁾がある。同書の成立状況、著者の伝記は全く不明であるが、藝人（説話人）たちの説話の参考書、種本という性格が濃く、読者対象を演藝内部に置いたために、説話四家という享受者側の、いわば外部から説話を眺めた叙述は見られない。その「小説開闢」に、説話の演目を八種に分け、次のように収録する。

有靈怪、煙粉、傳奇、公案、兼朴刀、桿棒、妖術、神仙……説楊元子、汀州記……此乃是靈怪之門庭。言推車鬼、灰骨匣……此乃爲煙粉之總龜。論鶯鶯傳、愛愛詞……此乃爲（謂）之傳奇。言石頭孫立、姜女尋夫……此乃謂

之公案。論「這大虎頭、李從吉……此乃爲「朴刀局段」。言「這花和尚、武行者……此爲「桿棒之序頭」。論「種叟神記、月井文……此是神仙之套數。言「西山羣隱娘、村鄰親……此爲「妖術之事端」。

「靈怪」より「桿棒」までは、先に挙げた『都』『夢』の説話四家紹介記事に見える語であり、また孫氏分類目と一致する。このように南宋説話四家に含まれる内容は、のちの通俗小説のほぼ全般に渉る類型を備えている、と言っても過言ではない。それは当時の説話が、すでに高度な水準に達していたことの反映である。説話四家説の検討は、小説史研究に於ても重要な意義をもつと言えよう。

二

これまでに行なわれてきた四家の考証は、細部に出入はあるが、概ね以下の三派に分けることができる。

(一) ①小説、②説経、③講史、④合生。魯迅、孫楷第、嚴敦易。

(二) ①銀字兒、②説公案、説鉄騎兒、③説経、④請史、①と②を併せ小説とする。張心泰、陳汝衡、李嘯倉、莊因、青木正児。

(三) ①銀字兒、②説鉄騎兒、③説経、④講史、①と②を併せ小説とする。翟灝、譚正璧、王古魯。①のみを小説とし、②は別に一家とする。胡士瑩(9)。

この三派の分岐は、およそ以下の二点に概括できる。

(一) 合生を一家と数えるか。

(二) 合生を一家としない、つまり説話の範疇に入れない場合、何を一家に充てるか。

本稿は、主にこの二点について検討を試みるものであるが、その前に、まず説話四家説とは、どのような性格の概念であるのかを考えてみたい。

先に述べたように、説話四家説とは、『都』と『夢』に見えるものである。諸先学によって、両書の成立時期及び内容より『夢』が『都』の記事を踏襲していることが、つとに指摘されている⁽¹⁰⁾。『夢』は『都』に比べ、大幅に記載量が増加し、より細かく分章されているが、『都』を参照したと思われる部分について、両書を対照してみると、内容の一致しないところがある。『都』に於て説話の紹介記事を載せる「瓦舍衆伎」は、『夢』では「瓦舍」「妓楽」「角抵(觔)」⁽¹¹⁾「百戲伎藝」「小説講經史」の各章に分録されるが、構成や用語の変更によって、かえって意味が通じにくくなったり、解釈に苦しむ場合が少なくない。内容の不一致は、佚文や誤写を想定することも可能であるが、それだけではなさそうである。ここで「瓦舍衆伎」の半ばあたりの一段を、『夢』の「妓楽」と較べてみよう。

『都城紀勝』

- (一) 唱叫、小唱、謂_三執_レ板唱_二慢曲_一。曲破、大率重起輕殺、故曰_二淺斟低唱_一、與_二四十大曲舞旋_一爲_二一體_一、今瓦市中絶無。
- (二) 更有_二小唱、唱叫、執_レ板、慢曲。曲破、大率輕起重殺、正謂之_二淺斟低唱_一、若_二舞四十六大曲_一、皆爲_二一體_一。

『夢梁錄』

- (一) 嚶唱、謂_上鼓面_一唱_二令曲、小詞、驅駕虛聲、縱_二弄宮調、與_二叫果子、唱耍曲兒_一爲_二一體_一、本只街市、要令_二不_レ犯_二口_一、腔一同也。
- (二) 但唱_二令曲、小詞、須是聲音軟美、與_二叫果子、唱

今宅院往往有_レ之。

- (三) 叫聲、自_二京師_一起_レ撰、因_二市井諸色歌吟賣物之聲_一、(三) 若_二嚶唱、要令_一、今者如_二路岐人王雙蓮……_一。今街

採合宮調而成也。

市與宅院、往往效京市叫聲、以市井諸色歌叫賣物之聲、採合宮商、成其詞也。

(四) 若加以嘌唱爲引子、次用四句就入者、謂之

(四) 蓋嘌唱者爲引子、四句就入者、謂之下影帶。

下影帶。無影帶者、名散叫。若不_レ上鼓面、只敲

無影帶、名爲散呼。若不_レ上鼓面、止敲蓋兒、謂

蓋者、謂之打拍。

之打拍。

対照の便宜上、四項に分けたが、『都』の記載は一連のものであり、『夢』の(三)(四)は、本来(四)(三)の順である。このように配列してみると、用語や言いまわしが多く同じであり、呉自牧が執筆にあたつて、『都』を参照したことは明らかである。まず構成から比較してみよう。

『都』：①(一)唱叫、小唱、曲破について。②(二)嘌唱について。③(三)叫声について。④(四)下影帶、打拍について。(算用数字は記載順位を示す)この一段は、比較的整然とした、無理のない構成と言えよう。

『夢』：①(一)唱叫、小唱(執板、慢曲)、曲破について。②(二)唱令曲、小詞について。③(四)下影帶、打拍について。④(三)嘌唱、耍令、叫声について。①②は連続した記載であるが、②と③の間には、宮妓、私妓及び「諸宮調」についての記事が大量に挿入されており、③と④の間には「唱賺」の紹介が見える。篇幅を増しただけ、かえつて煩雜になり、あまり整然とした構成ではない。

つぎに内容を較べてみる。

(一)の「唱叫」「小唱」は、伎藝の一種であるが、「慢曲」⁽¹²⁾は『武林舊事』⁽¹³⁾(以下「武」と略称す)卷六「諸色伎藝人」には見えないのから、伎藝を指すのではなく、ここでは楽曲の一種を指すのであらう。「執板」も伎藝の名称で

はなく、「拍子木を用いる」という意味であるから、『夢』のように四者を併挙するのでは、意味が通じにくい。「唱叫、小唱は拍子木で（リズムを奏で）、慢曲の（メロディにのせて）唱うもの」という『都』の記述が適切である。「曲破」(19)とは、舞曲の一種であり、「與_二四十_一大曲舞旋爲_二一體_一」と言うのは、「曲破」についての解説である。『武』「諸色伎藝人」には、「曲破」「大曲」とも見えず、当時は演藝と見做されていなかったことが窺われる。『都』の「今では、瓦市にはなくなつてしまつた」とは、そのことを反映していると解釈しておく。「重起輕殺」「輕起重殺」については未詳。いずれにせよ、相反する意味であろう。『都』は(二)に「嘌唱」の解説があり、繼いで(四)に「若加以_二嘌唱爲_二引子_一」と、前を受けたかたちで、「下影帶」「打拍」の記事に移つてゆくが、『夢』の(二)の主題は「唱令曲」「小詞」に換つており、事前に「嘌唱」についての紹介を全くせずに、いきなり(四)(記載順位は③)に「蓋し嘌唱を引子となし、四句もて就ち入る者、これを影帶を下す(下影帶)と謂う。」と、「下影帶」の記事が現われる。構成的に見ても、いささか不親切であろう。『都』(二)より類推すれば『夢』(二)の文頭に「嘌唱」の二字が佚したとも考え得るが、「……皆爲一體。但唱令曲、小詞、須是聲音軟美」という文脈からは、佚文とは考え難い。また、『都』(二)の文末に「本只街市、今宅院往往有之」と見えるのは、「嘌唱」についての記事だが、『夢』では、(三)に「今街市與宅院往往效京師叫聲」と言うように、「叫聲」に関する記事に換つてゐる。吳自牧は『夢』の記述を「嘌唱」のものとは認めず、「本只街市、今宅院往往有之_二叫声_一、自京師起撰」というように「叫声」を上句につけて読んだのかも知れない。ここは、文脈より「本来は市街地で演ぜられるのみであつたが、近頃は御屋敷でもよく行われている」という意を以て、「往往有之」で断句するのが妥当であろう。この句は一種の評語であり、前項末句の「今瓦市中絶無」と対をなす体裁である。

『夢』に見える如上の内容、構成の不統一は、その部分が『都』を敷衍した記載と認め得るからには、両書著者の間

に、伎藝に対する本質的な認識の相違が存在していたと考えられる。その要因を、両書の成立時期に求めることも可能であろう。上述のように『夢』の成立は、元順宗の元統二年（一三三四年）であり、南宋滅んでより約六十年、『都』の成立に後れること一百年余りたっている。当時呉自牧の年齢は、南宋滅亡時に臨安の繁昌ぶりを記憶にとどめる年代に達していたとすれば、少く見積っても、七十は越えていたはずである。記憶が曖昧になっていたことは想像に難くない。『夢』が『都』や『東京夢華錄』を多く引いているのは¹⁵、記憶の正確さを補うためであろう。また、呉自牧生前の伎藝は、耐得翁の頃と比べ、変化していたに違いない。そのことも呉自牧に何らかの影響を与え、記述に混乱をもたらす要因となったかも知れない。ただし、成立時の隔たる両書の記載に見える相違を以て、伎藝の変質を論ずるのは早計であろう。それには両書の正確な校定、解説をふまえた同時代文献との比較対照に俟つものである。ここでは、呉自牧『夢梁錄』自身に内在する認識上の混乱について、少しく指摘するに止める。

ふり返って説話四家説を考えると、『夢』の「四家あり」と雖も、各々門庭あり」とは、『都』の「説話に四家あり」を受けての謂であろう。「門庭」という語は、前掲『醉翁談錄』『小説開闢』に八種に分けて収録する演目の「靈怪」の条に見えている。

説楊元子、汀州記……此乃是靈怪之門庭。

この分類が、内容の類型より演目を帰納する方法であることから類推すれば、「門庭」とは範疇、分野という意味であることがわかる。とすれば、呉自牧は説話四家を明確に挙げることもよりも、「四家といわれているが、同じ範疇に属す、似たような演藝もあるのだ」と言うように、むしろ説話四家にまつわる、周辺の演藝の紹介を眼目としていることが読みとれよう。説話四家の論定は、まず『都』を一級資料と認め、耐得翁の認識を第一に尊重することから始めるべきであろう。

もつばら『都』によつて、四家の考証を試みたものでは、代表的なものとして王古魯氏の説を挙げることができる。氏は次のような、独自の読解法を提起する(16)。

説話有四家。一者小説。謂之銀字兒、如烟粉靈怪傳奇說公案、皆是朴刀桿棒及發迹變泰之事。説鐵騎兒、謂士馬金鼓之事。説經謂演說佛書、説參請謂賓主參禪悟道等事。講史書、講說前代書史文傳興廢爭戰之事。最畏小説人、蓋小説者、能以一朝一代故事、頃刻間提破。(字句、句読、旁点は王氏に拠る)

旁点の部分抜き出してみると「如…事」「謂…事」「謂…謂…等事」「講說…事」となる。この表記によつて四段に分れ、各々が一家に相当する。すなわち①銀字兒、②説鉄騎兒、③説經、説參請、④講史書であり、①と②を併せて小説とする。

この解釈をもつて、前掲諸説の分歧である合生を一家と数えるか、という問題の解答ともなるが、この点について若干私見を述べる。

「合生」は、『都』に於ては「合生、與起令隨令相似、各占一事」と記されるが、これは「瓦舍衆伎」にあつては、一種の類型表記となつており、次のような例を見出すことができる。

曲破、大率重起輕殺、故曰淺斟低唱、與四十大曲舞旋爲一體。

相撲爭交、謂之角觥之戲……與相撲曲折相反、而與軍頭司大士相近也。

踢弄、每大禮後宣赦時……與馬打毬、並教船、水鞦韆……街市轉焦餽爲一體(17)。

旁点の部分を抽出してみると、「與…為一體」「與…相反、而與…相近」「與…為一體」となり、「合生與起令隨令相似」と同型であることが認められる。この表現は、ある藝能形態を紹介するのに、同類のもの、似たようなもの、もしくは相反するものを揭示するものである。『都』に多く見られ、特徴的表現となっている。さすれば、「合生」は「瓦舍衆伎」の中の藝能のひとつであって、「説話」という演藝の記述は、「最畏小説人：頃刻間提破」で終結していると解釈するのが妥当である。『夢』では「合生」を「小説講經史」一章に録すが、そもそもこの章には、「合生」に継いで「商謎（謎解き）」についての記載があり、厳格に「小説講經史」に関してのみ取りあげているわけではない。前述の如く、『夢』に見える記載、分章の混乱を考慮すれば、「商謎」と同様に、強いて「合生」を「説話」に関連づけて解釈する必然性はない。

「合生」を積極的に一家と数えるべしとする説は、管見の及ぶ限りでは、唯一嚴敦易氏のことを挙げることができ（18）。次に大略を示し、私見を述べる。

『醉翁談錄』『小説引子』の題註に、「演史講經並可通用」と見えるのから、小説、演史、講經が三家に相当する。また同書「小説開闢」に「戒名演史、或謂合生」とあり、これによって「合生」を一家とすれば、『醉翁談錄』にも四家がそろふ。本書は、専ら説話について誌した書であるから、風俗逸事を中心に誌すような文献より重視すべきである。

『醉翁談錄』は、確かに説話の専門書と見做すことができるが、前述のように、説話四家について誌したような記述は見あたらない。また「小説開闢」という章題を立てながら、「史書講晉、宋、齊、梁。三國志諸葛亮雄才、收西夏。説狄青大略」というように、「演（講）史」に属する内容が散見しており、もとより厳格に「小説」と「演史」を区別

してはいないようである。

いったい「合生」とは、諸先学の研究によって、唐代には歌と舞による簡単な歌舞伎で、座敷藝の一種とされ、宋代には客から題をもらい、即興的に歌をつくり演じる伎藝に変質したと言われる。『東京夢華録』の「京瓦伎藝」に名を列ねているのから、北宋にはすでに舞台藝に発展したことが窺われる⁽¹⁹⁾。ところで、『醉翁談録』に載せる「合生」とは、その即興的性格を指してつけられた「小説」の別称ではないだろうか。嚴氏の引く「或名演史、或謂合生」というくだりは、元来、「世に九流なる者あり、略して提破を為す(明かにす)」として、『漢書』『藝文志』の伝統に倣い、儒家より小説家までの九流の出自及び職掌を説く一段に見えている(『漢書』ではもとより諸子九家に小説家は入っていないが)。そのうちの小説家の言論は「上古隱奥の文章を以て、今日分明の議論となす」と、有用性を強調した後にづく「或は演史と名づけ、或は合生と謂い、或は舌耕と稱し、或は挑閃に作る、皆據る所ありて、敢て謬言せず」という記述の一部である。そのすぐ後に「其の上世の賢者を言いて師となすべし、其の近世の患者を排して戒めとなすべし(という役割を果たしているのである⁽²⁰⁾)」とあるのを見れば、この一段は、「小説(家)」についての論説であり、「小説」の効用を讃えたのである⁽²¹⁾。くだんの部分は、「小説」の別称を列挙したのであって、「説話」全般に涉って言及したのではない。ここで言う「演史」とは、「小説」の中で歴史題材を扱ったものに対する呼称であろう。『都』に「蓋し小説は能く一朝一代の故事を以て、頃刻の間に提破す」と評されるのは、「小説」の中にも、歴史に取材した演目のあったことを彷彿させる。「舌耕」とは、舌先(話藝)で生計をたてる。「挑閃」とは、李嘯倉「説話名稱考」(『宋元伎藝考』所収)によれば、さりげなく魅了する、知らずのうちに引きつけられる、という意味である。両者とも「小説」の特徴的な性格からつけられた呼称であり、講釈師の面目躍如といったところである。さきに「合生」とは、「小説」の即興

性に与えられた名称であろうと述べたが、本書「小説引子」の註に、「如し小説者あらば、但だ意に隨い事に據り説話するのみ」とあり、小説家には臨機応変に立ち廻る即興性が要求されていたことが窺われる。要するに『醉翁談録』に見える「合生」は、『都』のそれとは自ずと異った概念である(2)。また、本書全体の内容を眺めてみると、甲集卷二以下は、「小説」の材料となる故事や詩詞が載せられ「演史」「講経」に類する内容は見出せない。検討を要する問題を含んでいるが、甲集卷一に収める「小説引子」とは「小説」の「引子(まくら)」の規範を示したのである。題註に「演史講経並可通用」と言うのは、この「引子」が「演史」「講経」にも通用するという意であろう。本書は、「小説開關」に少しく「演史」に関する内容と読める部分があるが、基本的には「小説」の種本であろうと考え得る。

つぎに「合生」を一家と数えない場合、何を一家に充てるか、という問題について考えてみたい。代表的な説として、王古魯氏以外に、李嘯倉、陳汝衡氏の①銀字兒、②説公案、説鉄騎兒、③説経、④講史と、諸説には入れなかったが、趙景深氏の①小説、②説経、③説参請、④講史というのがある(3)。まず趙説について概略を示し、検討してみたい。

『夢』では「談経」「説参請」に共通して、寶庵、管庵、喜然和尚という演者名が録されている。『武林舊事』『諸色伎藝人』には、「説参請」は見えず、恐らくは「説経」一項にまとめられたと推定される。この二者に区別がないのであれば、文脈から見て、「説話」には「小説」「説経(兼説参請)」「講史」の三家しかないことになる。しかし耐得翁は、四家の存在を明言しているのであるから、記載に遺漏がないのなら、「説経」と「説参請」を各々一家と考えたのであろう。「説経」は、仏教に関する内容であり、「説参請」は、仏道二教を兼ねた内容であるという点で、二家に分け得る。もし遺漏があるのなら、もう一家は「説譚話」(3)を挙げるべきである。

「説參請」は、「謂_二賓主參禪悟道等事_一」と誌されるが「參禪悟道」とは「參悟禪理」と同じく、禪道を心に悟るという意であり、やはり仏教に関する内容であろう。趙氏の説く仏道二教を兼ねた内容というのは、何に基づくのか明記しておらず、説得力に乏しい。むしろ「賓主」ということから、主客に分れての問答という演出形態が想定され、その特徴的な形態より、他の説話家と区別することが可能であるかも知れない。しかし、説話四家説とは、基本的には演目の内容についての分類であり、演出形態による論定は妥当ではない²⁴。趙説の注目すべき点は、『都』を一級資料と認めながらも、その記載にも混乱があり、四家の考証を「倘若不論是非、只問作者（耐得翁）原意如何的話（是非を論ぜず、作者の原意がどうであったかを考える）」という態度で行ったことである。『都』に於る混乱とは、「説話有四家、一者小説」と「小説」を「一者」と記しながら、他の三家について、明確な表記を欠くのがその一例である。

つぎに李嘯倉、陳汝衡氏²⁵の説であるが、両氏は以下の論点より譚正璧、王古魯氏に反駁する。

第一に『都』『瓦舍衆伎』の傀儡紹介記事に、「凡傀儡敷_二演煙粉靈怪故事、鐵騎公案之類、其話本……」とあり、「鉄騎」と「公案」は併称される性格を有している。そして「煙粉靈怪」と「鉄騎公案」を対偶とするのは、前者が「講文」（世話物、人情話）、後者が「講武」（武藝談、チャンバラ物）と対蹠的な二つの属性を挙げたのである。前者が「銀字兒」に相当する。

第二に、『夢』には「説鉄騎兒」に関する記事が見あたらない。「講武」という属性のもとに「説公案」に吸収されたであろう。呉自牧も「四家教」と明記しているのであるから、「説鉄騎兒」が一家を成すならば、漏らすはずはない。

第三に、陳氏は王氏の「…事」という記述を以て四家を論定するのに対し、「説公案」「説鉄騎兒」の「説」字を

以て、この二者を併せ一家と数えるべしと論ずる(26)。

如上の李、陳兩氏の説は、第二点を除けば首肯し得る要素を多く含んでいる。『都』にも存在する記載の不統一を考慮すれば、王氏の説く「…事」という表記は、四家論定の絶対的根据とはならないかも知れない。「説」字を以て「説経」「説参請」を一家とするという観点に立てば、「説公案」と「説鉄騎児」を一家と見做すことも可能であろう。

四

以上、代表的な論考を基礎として、説話四家について検討を試みた。『都』を一級資料と認め、耐得翁の認識を尊重する見地から、現時点では、①銀字児、②説鉄騎児、③説経、説参請、④講史書を四家とする説が最も妥当かと思われる。しかしながら、①銀字児、②説公案、説鉄騎児、③説経、説参請、④講史書という可能性もある。二説とも①②を併せて「小説」とするが、この点については、稿を改めて考えてみたい(27)。

(註)

(1) テキストは『東京夢華録(外四種)』(上海古典文学出版社、一九五六年)所収を用いた。本書は、字句、句読に問題を存しており、本稿では随時訂正を加えたが、特に註記としては出さない。また字句を補った箇所は()で示した。

(2) 註(1)参照。

(3) 原文：自牧自序云、緬懷往事、殆猶夢也、故名夢梁録、末署甲戌歲中秋日、考甲戌爲宋度宗咸淳十年、其時宋尚未亡、不應先作是語、意甲戌字傳寫誤歟。

(4) 原文：夢梁録二十卷、錢塘吳自牧撰、有自序、後題甲戌歲中秋日、蓋元順帝元統二年也、若前六十年、則爲宋咸淳十年、宋祚未亡、不當有滄桑之感矣、自牧事迹無可攷、但其人既目觀臨安餘華之盛、而書成於元順帝之初、則必隱遁而享高壽者矣。また、王古魯氏もこの説をとる。註(9)参照。

(5)

入矢義高、梅原郁氏『東京夢華録』の注に、『夢』が『東京夢華録』の記載を襲ったと思われる部分を多く指摘する。

(6)

『都城紀勝』に拠ると謂うが、どの版本に拠るのか未詳。「説参」「説史」という表記は、耐得翁『古杭夢遊録』に見えるものである。塩谷温氏に『宣和遺事』(『国訳漢文大成』所収)に付した「譚詞小説」という解題があり、『古杭夢遊録』に拠り、『説参』『説史』を各々一家に数える。「重較説郛」卷第六十八に収める同書を検するに、『説参』『説史』に作る。同書記載は、ほとんど『都』と同じであり、或は異伝本かも知れない。ここは「説参請」「講史書」に改めるべきであろう。なお、一九八二年版『魯迅全集』所収『中国小説史略』は「説参」を「説参請」に改めるも、「説史」はそのままであり、注に訂正記事は見えない。

(7)

引用は、人民文学出版社、一九八二年を用いた。
テキストは、世界書局、民国四十七年を用いた。

(9)

ここでは、主に歴史的意義を有するもの、四家論定の根据を積極的に述べているものを挙げた。収録状況は以下のとおり。
魯迅『中国小説史略』第十二篇「宋之話本」。

。孫楷第氏「宋朝說話人的家数問題」(『滄州集』所収)一九三〇年原作、一九五三—六三年三次修訂。

。漱敦易氏『水滸伝的演變』第三節「說話的源流和家数」一九五七年。

。張心泰『官海浮沉録』光緒三十二年。未見。胡士瑩氏『話本小説概論』第四章所引に拠る。

。陳汝衡氏『説書史話』第四章二「論南宋說話」に最も詳しい。

。李嘯倉氏「談宋人說話四家」(『宋元伎藝考』所収)一九五三年。

。莊因氏『話本楔子彙説』「話本中楔子的来龍去脈」注(17)民国六十七年(一九七八年)。

。青木正児氏『中国文学概論』第五章「戯曲、小説」。

。翟灝『通俗篇』卷三十一「俳優」条。

。譚正璧氏『中国小説發展史』三「說話發達の社会背景及其家数」、本論考は①小説、②説鉄騎児、③説経、④説参請を四家とする。「合生」を除き「説鉄騎児」を一家とする点よりここに録す。「説経」と「説参請」を二家に分けるのは、後述の如く趙景深氏の説と同様に妥当ではない。

。王古魯氏「南宋說話人四家的分法」(『二刻拍案驚奇』附録二)一九五六年。

。胡士瑩氏『話本小説概論』第四章第二節「南宋『說話』四家数」及び「南宋『說話』四家数」(『杭州大学学報』一九六三年二期)。

(10)

譚正璧、王古魯、嚴敦易氏前掲論文に指摘がある。

(11)

「犯」とは「犯聲」(変調する)の意であらう。「不犯」は、「変調せず、つまり「同じ調子である」の意かと思われる。

(12)

青木正児氏「支那近世戯曲史」第十六章「沈璟の「南九宮十三調曲譜」と蔣孝の「九宮」「十三調」「二譜」に詳しい。

(13)

註(1)参照。

(14)

註(12)第二章第一節「宋代の雜劇に用ひられたる楽曲」に詳しい。

(15)

註(5)参照。

(16)

註(9)参照。

(17)

それぞれ註(1)所収、九六頁十四—十五行。九七頁、九行。九七頁十一—十一行。

(18)

註(9)参照。

(19)

「合生」についての記事は、以下の書に散見する。『新唐書』卷一九「武平一傳」。『全唐文』卷二六八「諫大饗用倡優媒娼書」。曾慥『類說』卷六引「景龍文館記」。胡震亨『唐音癸籤』「合生歌」条。孟元老『東京夢華錄』卷五「京瓦伎藝」。卷八「六月六日崔府君生日二十四日神保觀神生日」。『西湖老人繁勝錄』「瓦市」条。周密『武林舊事』卷六「諸色伎藝人」。洪邁『夷堅志』支乙卷六「合生詩詞」。張齊賢『洛陽搢紳舊聞記』。劉邦彥「上元五夜觀燈」詩。高承『事物紀原』卷九引『新唐書』「武平一傳」。『南詞定律』。

(20)

近人の主な合生研究は、以下の数点を挙げておく。任二北氏『唐戲弄』第二章五「合生」。李嘯倉氏「合生考」(『宋元伎藝考』所収)。また同氏には「辨合生非說話四家之一」という論考がある(前掲書所収)。孫楷第氏「宋朝說話人的家數問題、二、銀字兒與合生」(註(9)参照)。胡士瑩氏『話本小說概論』第四章第五節「合生與商謎」。戴不凡氏「合生」(『小説見聞錄』所収)。愛宕松男氏「合生歌と参軍戯——散楽の社会文化史的考察」(『文化』三一卷一—号)。原文：世有九流者、略爲題破、一、儒家者流、出於司徒之官、遂分六經詞賦之學。二、道家者流、出於典史之官、遂分三境清淨之教。三、陰陽者流、出於羲和之官、遂分五行占步之術。四、法家者流、出理刑之官、遂分五刑胥吏之事。五、名家者流、出於禮儀之官、遂分五音樂藝之職。六、墨家者流、出於清廟之官、遂分百工技事之衆。七、縱橫者流、出於行人之官、遂分四方趨容之輩。八、農家者流、出於農稷之官、遂分九府財貨之任。九、小說者流、出於機戒之官、遂分百官記錄之司。由是有說者縱橫四海、馳騁百家。以上占隱奧之文章、爲今日分明之議論。或名演史、或謂合生、或稱舌耕、或作挑閃、皆有所據、不敢謬言。言其上世之賢者可爲師、排其近世之愚者可爲戒。言非無根、聽之有益。(引用部分に旁点を付す)。

(21) 別称とする考えは、すでに上村幸次氏「醉翁談録を通じて見た宋代の説話に就いて」(『山口大学文学会誌』4〔2〕、昭53・11)に提起されている。

(22) 趙景深氏「南宋説話人四家」原於一九四六年。(『中国小説叢考』所収)

(23) 「説諱話」は『東京夢華録』卷五「京瓦伎藝」、卷八「六月六日崔府君生日二十四日神保觀神生日」及び『武林舊事』卷六「諸色伎藝人」に見える。滑稽話、わが落語の類であろう。『都』『夢』には見えず、趙説はこの点で妥当を欠く。

(24) 「醉翁談録」に載せる演目は、内容の類型によつて分録されていると述べたが、その子目である「靈怪」「煙粉」「傳奇」「公案」「朴刀」「桿棒」は、そのまま四家のひとつである「小説」の記事と一致する。また「説経は佛書を演説するを謂う。」「講史書は、前代の書史、文傳、興廢、争戰の事を講説す。」「説鐵騎兒は土馬金鼓の事を謂う」と見えるように、いずれも演目の内容説明である。「説參請」のように、主客に分れての問答という演出形態を彷彿させる記事や、「小説は能く一朝一代の故事を以て、頃刻の間に提破す」というように「小説」は短篇であろうと推定せしむる表記も見えるが、説話四家とは、基本的には演目の内容による類別である。

(25) 註(9)参照。

(26) 陳汝衡氏「論南宋説話四家中」「説公案」「説鐵騎兒」應爲一家。(『曲藝藝術論叢』一九八四年、第四輯)。

(27) 胡士瑩氏「話本小説概論」第四章第三節「銀子兒與鐵騎兒」に「銀字兒」のみを「小説」とし、「鐵騎兒」は別に一家とする説を、『夢』に「鐵騎兒」の見えない理由とからめて論じている。なお「鐵騎兒」については、敝教易氏『水滸傳的演變』由『小説』到『平話』に詳しい考証がある。